

定期監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年1月25日

宇和島地区広域事務組合

監査委員 榎本孝幸

監査委員 山下正敏

監査委員 我妻正三

定期監査結果報告

1. 監査の対象

- (1) 美沼荘
- (2) ひろみ奈良の里
- (3) 寿楽荘

2. 監査の対象期間

平成3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 監査の実施期間

- (1) 美沼荘 : 令和4年9月2日から令和4年10月12日まで
- (2) ひろみ奈良の里 : 令和4年9月16日から令和4年10月12日まで
- (3) 寿楽荘 : 令和4年10月31日から令和4年12月2日まで

4. 監査を行った委員

榎本孝幸
山下正敏
我妻正三

5. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正、効率的かつ合理的に執行されているかなどに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い、内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。

その概要は次のとおりであるが、今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

(1) 美沼荘

契約事務において、1者随契理由書に記載された内容が不適切であるものが見られたり、契約金額の算出根拠が明確でないものが見られた。契約事務においては、法令や規則などを遵守した適正な事務処理を行なわれたい。

(2) ひろみ奈良の里

令和2年9月23日付けで、会計管理者から「原則として利用料を現金徴収しないこと。」と通知があった後も現金で徴収していた。通知の趣旨を踏まえて、適切な事務処理を行なわれたい。

また、契約事務において、1者随契理由書に記載された内容が不適切であるものが見られた。契約事務においては、法令や規則などを遵守した適正な事務処理を行なわれたい。

(3) 寿楽荘

宇和島地区広域事務組合財務規則で準用する宇和島市会計規則において、「出納職員が歳入金を受納したときは、納入書に領収原符を添付し、原則としてその日又は翌日の正午までに指定金融機関に払い込まなければならない。」と定められているが、遅延しているものが見られた。

また、契約事務において、随意契約の見積書に履行期限等の必要事項が記載されていないものが見られた。契約事務においては、法令や規則などを遵守した適正な事務処理を行なわれたい。

なお当施設では、県や市からの措置費が施設長口座に入金され、それを職員が金融機関での出金、会計管理者口座へ入金を行ない、入所者の自己負担金については、入所者の口座からの出金と会計管理者口座への入金を行なっていた。これは不適切な事務処理であることから改善されたい。